

一般社団法人日本音楽作家協会会則

2019年8月19日制定

第1条（名称及び目的）

1. 本協会是一般社団法人日本音楽作家協会と称する。英文では、Music Creators Association of Japan（略称MCA）と表示する。
2. この協会は、作曲家、作詞家、編曲家等の音楽を創作する作家（以下「音楽作家」という）の文化的・社会的経済的地位の向上、音楽文化の振興、音楽作家の権利の擁護・啓発、後進の育成・教育、広報、会員相互の親睦等を目的とする。

第2条（事業）

本協会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

1. 音楽作家の権利の保護や契約条件の改善
2. 音楽作家の著作権、著作隣接権、その他諸権利についての研究及び啓発活動
3. 音楽、講演、その他イベント等の制作およびその請負と興行の実施
4. 音楽作家を対象とした健康保険組合への入会の斡旋業務
5. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

第3条（会員）

本協会は次の会員をもって組織する。

1. 会員（会員の資格を有し、会費を納入した者）
2. 賛助会員（本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体）

第4条（入退会）

1. 本協会ホームページより入会手続きを行い、クレジットカードによる会費自動引落をもって会員として入会する。
2. 会員が退会を希望する場合は、メールにてその旨の連絡を事務局にすれば退会できる。
3. 会費の引き落としができなかった場合、事務局指定の期限までに再引落されなかった会員は退会処理できるものとする。
4. 入会時の申請事項および登録情報に変更が生じた場合、会員は速やかに事務局に連絡するものとする。

第5条（会費）

1. 会員と賛助会員に対し、会費を徴収する。
2. 会費は普通会費と賛助会費の2種類とする。
3. 普通会費はクレジットカードによる年1回（初年度の引き落とし日と毎年同営業日）の自動引き落としとする。事前に退会の意思を連絡していた場合を除き、引き落とし後の返金には応じないものとする。
4. 賛助会費は年1回の銀行振り込みとする。振込後の返金には応じないものとする。

第6条（細則）

この会則の運用および細則は、理事会及び事務局が決定する。